

令和6年神審第1号

裁 決

遊漁船A遊漁船B衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官小嶋正博出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

受審人 b を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和5年8月13日10時59分

兵庫県塩屋漁港南方沖合

2 船舶の要目

船種 船名 遊漁船A

遊漁船B

総トン数		2.8トン
登録長	6.80メートル	6.67メートル
機関の種類	電気点火機関	電気点火機関
出力	110キロワット	110キロワット

3 事実の経過

Aは、操舵区画前部右舷側に舵輪、機関遠隔操縦装置及び魚群探知機一体型のGPSプロッターをそれぞれ装備したFRP製遊漁船で、a受審人が1人で乗り組み、釣り客6人を乗せ、いずれも救命胴衣を着用し、遊漁の目的で、船首0.3メートル船尾0.8メートルの喫水をもって、令和5年8月13日04時45分阪神港尼崎西宮芦屋区を発し、同港神戸区の六甲アイランド南方沖合の釣り場に向かった。

ところで、a受審人は、遊漁船業を営む傍ら、飲食業にも従事しており、前々日11日は13時から23時まで同業に従事し、前日12日は00時から04時までの間に約4時間の睡眠をとり、遊漁のため05時に出航して13時に帰港、14時30分から23時30分まで飲食業に従事し、13日は00時から04時までの間に約4時間の睡眠をとって出航したもので、12日、13日両日共に睡眠時間が約4時間で、疲労が蓄積して睡眠不足の状態であった。

a受審人は、05時05分目的の釣り場に到着して遊漁を行い、その後、釣り場を移動しながら塩屋漁港南西方沖合の釣り場での遊漁を終えて帰途に就くこととし、10時48分同釣り場を発進し、GPSプロッターを作動させ、釣り客5人を船尾部甲板に、同1人を操舵区画後方右舷側の甲板にそれぞれ配置し、自身は舵輪後方の椅子に腰掛けた姿勢で操船に当たり、同沖合を東行した。

a受審人は、10時50分半播磨塩屋港南防波堤灯台（以下「塩屋港防波堤灯台」という。）から234.5度（真方位、以下同じ。）

1.50海里の地点で、針路を071度に定め、折からの潮流により右方に3度圧流されながら、12.3ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

a受審人は、椅子に腰掛けた姿勢のまま続航し、10時51分塩屋港防波堤灯台から233度1.40海里の地点に達したとき、蓄積した疲労と睡眠不足のうえ、航行の支障となる他船を認めなかったことから気が緩み、眠気を催したが、これまで航行中に居眠りをしたことがなかったので、まさか居眠りに陥ることはないものと思い、椅子から立ち上がって操船に当たるなど、居眠り運航の防止措置を十分にとらなかった。

こうして、a受審人は、同じ姿勢のまま進行し、いつしか居眠りに陥り、10時56分半塩屋港防波堤灯台から183度990メートルの地点に至ったとき、正船首900メートルのところにBが存在し、同船が船首を東方に向け、ほとんど移動しないことから漂泊中であることが分かり、その後Bに向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったものの、居眠りに陥っていてこの状況に気付かなかった。

a受審人は、Bを避けずに続航し、10時59分塩屋港防波堤灯台から130度1,100メートルの地点において、Aは、原針路及び原速力で、その左舷船首部がBの右舷船尾部に後方から19度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風力1の西風が吹き、潮候は下げ潮の末期にあたり、視界は良好で、衝突地点付近には、083度方向に流れる流速0.7ノットの潮流があった。

また、Bは、船体前方寄りに操舵区画を配し、同区画前部右舷側に舵輪、機関遠隔操縦装置、GPSプロッター及び魚群探知機をそれぞれ

れ装備したFRP製遊漁船で、b受審人が1人で乗り組み、釣り客4人を乗せ、いずれも救命胴衣を着用し、遊漁の目的で、有効な音響による信号を行うことができる手段を講じないまま、船首0.3メートル船尾0.5メートルの喫水をもって、同日06時00分阪神港尼崎西宮芦屋区を発し、塩屋漁港南方沖合の釣り場に向かった。

b受審人は、07時15分目的の釣り場に到着して遊漁を開始したのち、釣り場を移動しながら遊漁を行い、10時56分塩屋港防波堤灯台から132.5度1,080メートルの地点で、釣り客を右舷船尾部甲板、左舷船尾部甲板、操舵室後方の右舷側通路及び操舵室後方の左舷側通路にそれぞれ1人ずつを配置し、自身は舵輪後方の椅子に腰掛け、船首を東方に向け、機関を中立運転とし、折からの潮流により083度方向に0.7ノットの速力で圧流されながら、遊漁を行うため、漂泊を開始した。

b受審人は、漂泊を開始したとき、右舷船尾方1,080メートル付近に東行するAを初認し、その動静を監視しながら遊漁を続け、10時56分半塩屋港防波堤灯台から132度1,090メートルの地点で、船首が090度を向いていたとき、Aが右舷船尾19度900メートルのところとなり、その後、同船が自船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近するのを認めたが、いずれ航行中のAが漂泊中の自船を避けるものと思い、避航を促す音響信号を行わず、間近に接近しても、機関を使用して移動するなど、衝突を避けるための措置をとらなかった。

こうして、b受審人は、漂泊を続けていたところ、10時59分僅か前右舷船尾至近に迫ったAに衝突の危険を感じ、大声で叫んだものの、効なく、Bは、船首が090度を向いたまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは左舷船首部に亀裂等を生じ、Bは右舷船尾部に亀裂等を生じたが、のち、いずれも修理された。

(航法の適用)

本件は、塩屋漁港南方沖合において、航行中のAと漂流中のBが衝突したもので、衝突地点付近は、特別法である海上交通安全法が適用される海域であるが、同法には、本件に適用される航法規定がないことから、一般法である海上衝突予防法が適用される。

海上衝突予防法には航行中の船舶と漂流中の船舶との関係についての規定がないので、同法第38条及び第39条の船員の常務により律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、塩屋漁港南方沖合において、航行中のAが、居眠り運航の防止措置が不十分で、前路で漂流中のBを避けなかったことによって発生したが、Bが、避航を促す音響信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

a 受審人は、塩屋漁港南方沖合において、阪神港尼崎西宮芦屋区に向け、椅子に腰掛けた姿勢で帰航中、蓄積した疲労と睡眠不足のうえ、気が緩んで眠気を催した場合、居眠りに陥ることのないよう、椅子から立ち上がって操船に当たるなど、居眠り運航の防止措置を十分にとるべき注意義務があった。しかるに、同人は、これまで航行中に居眠りをしたことがなかったので、まさか居眠りに陥ることはないものと思い、居眠り運航の防止措置を十分にとらなかった職務上の過失により、いつしか居眠りに陥り、前路で漂流中のBに気付かず、同船を避けないまま進行して衝突を招き、A及びB両船に損傷を生じさせるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を 1 か月停止する。

b 受審人は、塩屋漁港南方沖合において、遊漁を行うため漂泊中、A が自船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近するのを認めた場合、機関を使用して移動するなど、衝突を避けるための措置をとるべき注意義務があった。しかるに、同人は、いずれ航行中の A が漂泊中の自船を避けるものと思い、衝突を避けるための措置をとらなかった職務上の過失により、漂泊を続けて衝突を招き、A 及び B 両船に損傷を生じさせるに至った。

以上の b 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 3 号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 6 年 6 月 25 日

神戸地方海難審判所

審判官 前田 昭 広